第2次福生市交通安全計画

概要版

第1章 第2次福生市交通安全計画の策定

- ・福生市交通安全計画(以下、本計画という。)は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律 第 110 号)に基づき、市内の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために策定するものです。
- ・本計画は第11次東京都交通安全計画との整合を図りつつ、福生市内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものであり、本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- ・市内の交通事故発生件数は、平成 16 年以降着実に減少しており、平成 16 年には 670 件であった交通事故発生件数は、令和 2 年には 135 件で約 80%減少させることができました。本計画の目標として、
 - (1) 令和8年までに、交通事故発生件数を、100件以下とすることを目指します。
 - (2) 令和8年までの間、交通死亡事故0件の達成を目指します。

第2章 交通事故の現状

・交通事故発生件数に占める、子ども・高齢者・自転車の件数と割合について、令和2年と平成30年を比較すると、件数は各項目で減少しているが、割合について高齢者は微減となっていますが、子ども・自転車については微増となっています。

第3章 交通安全対策についての主要施策

・(1) 高齢者の交通事故防止 (2) 子どもの交通事故防止 (3) 自転車の交通事故 (4) 交通安全意識の啓発 の4点を主要施策として位置づけて取り組んでいきます。施策の実行については、福生市交通安全推進委員会や福生警察署等と協力して、交通ルールを理解・定着させるために交通安全講習会等による交通安全意識の向上に努めます。

第4章 交通事故が起きにくい環境づくり

・交通事故が起きにくい環境づくりとして、人と車両が円滑に安全で安心して通行できる 交通環境の整備を推進します。

第5章 救助・救急体制の整備

・交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図ります。

第6章 被害者の救済

・交通事故被害者等は、交通事故により多大な打撃や損失を受けており、このような市民 に対しての支援は大変重要となります。交通事故相談窓口の周知、交通災害共済や自転車 損害賠償責任保険等への加入促進を行っていきます。

第7章 災害発生時における交通対策

・災害発生時には、関係機関と連携し道路交通情報の把握に努め、速やかな交通対策を実施します。また、適切な情報提供を行うことで混乱を防ぎ、安全の確保を図ります。

第8章 計画の推進

- ・福生市は、本計画を着実に推進するとともに、推進に当たっては、市内関係機関・団体の代表者等で組織する福生市交通安全対策協議会を中心に、総合的かつ一体的な交通安全対策に取り組みます。
- ・市民の方は、家庭、学校、職場、地域等のそれぞれにおいて、交通安全に関する自助、共助の取組を行うとともに、運転者や歩行者等それぞれの立場から、交通安全について考え、 行動していくことに努めます。